

愛知県企業庁工事監督要領

(目 的)

第1条 この要領は、愛知県企業庁が発注する建設工事（建設、改良及び修繕工事）及び委託業務（以下「工事」という。）の監督に関する必要な事項を定め、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、建設工事の施工状況及び委託業務の遂行状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保することをいう。

2 この要領において「監督員」とは、庁長又は所長から任命された専任監督員、主任監督員及び総括監督員をいう。

3 この要領において「契約者」とは、建設工事にあつては請負者を、委託業務にあつては受注者を表し、愛知県企業庁と契約を締結したものをいう。

(監督の体制)

第3条 監督の体制は、別表に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、庁長又は所長が必要と認める監督の体制によるものとする。

(監督員の任命)

第4条 監督員の任命は、次の各号のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、庁長又は所長が適任者と認める職員を、任命するものとする。

- (1) 専任監督員 技師級、主任級、主査級又は課長補佐級の職員
- (2) 主任監督員 主査級又は課長補佐級の職員
- (3) 総括監督員 課長補佐級又は課長級の職員

(監督の実施)

第5条 建設工事の監督は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 監督員は、別記「監督業務の内容」及び「施工プロセス」のチェックリスト（様式1号）に留意のうえ、監督を実施するものとする。
 - (2) 監督員は、契約者に対する指示、承諾、協議等を、工事打合簿により行うものとする。ただし、協議等の内容が設計図書の変更に係るものについては、「愛知県企業庁設計変更ガイドライン（統合版）」によるものとする。
 - (3) 監督員は、「施工プロセス」のチェックリストに監督の実施状況を記録し、整備しておくものとする。
- 2 委託業務の監督について、監督員は、契約者に対する指示、承諾、協議等を仕様書に定める書面等により行うものとする。ただし、協議等の内容が設計図書の変更

に係るものについては、「愛知県企業庁設計業務等変更ガイドライン」に準じるものとする。

(監督業務の分担)

第6条 建設工事の監督業務の分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

(1)専任監督員

- ア 契約の履行についての契約者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- イ 設計図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は契約者が作成した詳細図等の承諾
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- エ 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整
- オ 上記アからエに関する事項(軽易と判断される事項を除く。)及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告
- カ 工事検査に必要な工事関係書類の整備

(2)主任監督員

- ア 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告
- イ 専任監督員の指導監督
- ウ 総括監督員を置かない工事においての次号に定める監督業務

(3)総括監督員

- ア 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の庁長又は所長への報告
- イ 主任監督員及び専任監督員の指導監督並びに監督業務のとりまとめ

2 委託業務の監督業務の分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

(1)専任監督員

- ア 契約者に対する指示、承諾または協議で簡易なものの処理
- イ 業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他履行状況調査（重要なものを除く）
- ウ 設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告

(2)主任監督員

- ア 契約者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理
- イ 業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他履行状況調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理

ウ 設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告

エ 専任監督員の指揮監督

オ 総括監督員を置かない業務におけるの次号に定める監督業務

(3)総括監督員

ア 契約者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理

イ 設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認められる場合における庁長又は所長への報告

ウ 主任監督員及び専任監督員の指導監督

別表

(建設工事)

対象工事		当初設計金額	監督体制	
(1)		—	8,000 万円以上	専任、主任及び総括監督員
(2)	建設工事	低入札価格調査対象外工事	8,000 万円未満	専任及び主任監督員
(3)		低入札価格調査対象工事		専任、主任及び総括監督員

(委託業務)

対象業務		当初設計金額	監督体制
(1)	設計業務、調査計画業務、地質調査業務のうち解析等調査業務を含む業務	1,500 万円以上	専任、主任及び総括監督員
(2)	(1)に該当しない業務	—	専任及び主任監督員
(3)	総合的もしくは高度な検討が必要となる業務	—	専任、主任及び総括監督員

附 則

昭和 55 年 6 月 1 日施行

昭和 58 年 4 月 1 日一部改正

昭和 61 年 4 月 1 日一部改正

平成 元年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日一部改正

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

平成 19 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 10 月 1 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正